名古屋市教育委員会告示第22号

名古屋市指定文化財の指定について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例(昭和47年名古屋市条例第4号) 第2条第1項の規定により、次の文化財を名古屋市指定有形文化財に指定する。

令和7年8月12日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

1 名古屋市指定有形文化財に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
絵画	板絵著色杉戸絵	2枚	名古屋市千種区城山町	宗教法人
	鶴図・芍薬図	4 面	1丁目47番地	相應寺
	享元絵巻	1巻	名古屋市中区本丸	名古屋市
			1番1号	
古文書	酒井家文書	58 点	名古屋市瑞穂区瑞穂通	
			1丁目 27番地の 1	

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課